

新型コロナウイルス 事業者への支援

主な融資制度

融資名	対象	内容	問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症対応資金	セーフティネット保証(4・5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主	【信用保証料】減免あり 【利率】当初3年間0% 【期間】10年以内 【限度額】6000万円	県地域金融室 ☎078-362-3321

主な助成金制度

制度名	内容	問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金	小学校などの臨時休業などに伴う、保護者の休暇取得を支援。労働者を雇用する事業者向けの制度(助成金)と個人事業者向けの制度(支援金)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999 (受付時間:午前9時~午後9時)
雇用調整助成金	一定の要件を満たす場合、休業手当などの最大10/10を助成(日額最大1万5000円)。現行の特例措置については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定	

各種相談窓口

内容	問い合わせ先	電話番号	
一般的な労働相談	兵庫労働局総合労働相談コーナー	☎078-367-0850	
	伊丹総合労働相談コーナー	☎772-6224	
助成金に関する相談	ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課)	☎078-221-5440	
資金繰りに関する相談	兵庫県金融対策特別相談窓口(県地域金融室)	☎078-362-3321	
その他中小企業・小規模事業者の経営に関する相談	兵庫県金融対策特別相談窓口(ひょうご・神戸経営相談センター)	☎078-977-9079	
	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	伊丹商工会議所	☎775-1221
		兵庫県信用保証協会	☎06-6411-4146
		兵庫県よろず支援拠点	☎078-977-9085

固定資産税・都市計画税の軽減措置

中小事業者等(個人・法人)の所有する事業用家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置の受け付けは2月1日に終了しました。

やむを得ない理由により期限までに申告ができなかった場合は、理由書を添えて申告することができます。理由書は市役所2階の資産税課で配布(市ホームページからダウンロードも可)。

市資産税課 ☎784-8023

個人への支援

◎新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

国は、事業主から休業手当を受け取っていない中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して、日額最大1万1000円を直接支給します。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276(午前8時半~午後8時。土・日曜、祝日は午後5時15分まで)

◎住居確保給付金

賃貸住宅に住む人の家賃を次の通り補助します。

【補助期間】原則3カ月まで(条件により、最大12カ月まで延長可)。

【対象】賃貸住宅に住み、次のいずれかに該当する人▷離職・廃業した日から2年以内▷感染症の影響など、個人の都合によらず収入を得る機会が減少し、離職や廃業と同等の状態にある。収入、貯蓄額、就職活動実施など要件あり。1度支給を受けていた人も、再度申請可。

申し込みは、くらし・相談サポートセンター ☎780-4344へ。要予約。

◎傷病手当金

【対象】①市国民健康保険か②後期高齢者医療保険に加入し、給与収入があり令和2年1月1日~3年6月30日に▷新型コロナウイルス感染症に感染した▷発熱などの症状があり、感染が疑われる——人。

【支給開始日】働けなくなった日が3日続いた後、次に働けなくなった日から。

【支給額】直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数(上限あり)。事業主と医療機関の証明が必要。申し込みは郵送で。

①市国保年金課 ☎784-8040
②市後期医療福祉課 ☎784-8041

各種減免・猶予制度について

国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の減免

令和2年2月1日~3年3月31日までの納期限が設定された元年度・2年度分の①国民健康保険税②後期高齢者医療制度保険料③介護保険料を次の通り減免します。

【対象】感染症の影響により▷主たる生計維持者の事業収入などが前年より3割以上減少した(減少見込みの所得以外の前年所得合計額が400万円以上の場合か、①②は前年の合計所得が1000万円以上の場合を除く)▷主たる生計維持者が死亡か重篤な傷病を負った▷主たる生計維持者が解雇された・倒産した(④のみ)——世帯。

【申請期限】3月31日まで。

①市国保年金課 ☎784-8040 ②市後期医療福祉課 ☎784-8041 ③市介護保険課 ☎784-8037

水道料金など納入の相談

収入が大幅に減少したなどの事情により水道料金・下水道使用料の支払いが難しい人を対象に相談を受け付けています。

市上下水道局水道サービスステーション ☎783-1601

国・市税の納付延期と猶予制度など

【税金の手続き期限延期】期限までに①個人・法人市民税②固定資産税③軽自動車税④市たばこ税⑤国税——などの納税や手続きができない場合は相談を。

【⑥市税の猶予制度】

▷財産に相当な損失が生じた▷本人か家族が感染した▷事業を廃止か休止した▷事業に著しい損失を受けた——場合は相談を。

【⑦軽自動車税の郵送による手続き】原動機付自転車の標識交付や軽自動車税の減免手続きを郵送で受け付けます。必要書類などは市ホームページ(二次元コードから読み取り可)で確認を。

①③④⑦市市民税課 ☎784-8022 ②市資産税課 ☎784-8023 ⑤伊丹税務署 ☎779-6121 ⑥市徴収課 ☎784-8026

